

○いわゆる乱売に伴う医薬品等の監視について

(昭和三五年二月一二日)

(薬発第六七号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記に関連して、昭和三三年九月一日薬第五〇八号「医薬品製造番号の表示について」により指示したところであるが、その後、医薬品等のいわゆる乱売問題は絶えないばかりでなく、最近激化の傾向にあることは誠に遺憾である。かかる傾向の赴くところ、医薬品等の信用の点については勿論、不良医薬品等の出廻るおそれも考えられる。よつて、特に甚だしく乱売されている医薬品等については、左記により特に薬事監視を強化し、保健衛生上遺憾のないよう適確な措置を講ぜしめるとともに、一般需要者についても、正しい医薬品及びその使用について、知識普及の広報活動を行なう等適切な措置を講ぜられたい。

なお、各都道府県のとられた措置については、その都度速やかに報告せられたい。

記

- 1 乱売されている医薬品特に製造番号等の抹消又は不分明のもの及び乱売の著しい医薬品等については、薬事法第四九条に基づき左の措置をとること。
 - (1) 随時、頻回にわたり薬事法第四九条に基づき収去し、検査を行ない、薬事法に違反する行為については、嚴重な処置を講ずること。

なお、都道府県衛生研究所において、収去品の試験が困難であるものがあるときは、速やかに当局に連絡のうえ処理すること。
 - (2) 当該業者よりその仕入れ先等の報告を徴し、関係都道府県とも連絡を密にし、そのルートを明らかにし、薬事監視に遺憾なきを期すること。
- 2 乱売に伴なう広告宣伝に関しては、次の措置をとること。
 - (1) 医薬品等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大なものは、薬事法第三四條違反として措置すること。
 - (2) 医薬品等の広告(チラシ、ビラ、サンドイッチマン等の行為)中における販売価格の表示方法その他の広告方法が、医薬品等の品位又は信用を著しく害するもの、又は、医薬品の乱用を助長すると思われるものは、医薬品及び化粧品適正広告基準の趣旨に基づき、指導のうえ中止せしめること。